

## 令和 4 年度に向けた事業譲渡等の手続きについて

事業譲渡等（整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更を含む。以下、特段の定めがない場合は同じ。）の承認手続きにつきましては、以下のとおり行います。各事業者におかれましては、内容を十分ご確認ください、円滑な申請手続きにご協力をお願いいたします。

企業主導型保育施設の運営につきましては、企業主導型保育事業費補助金実施要綱及び企業主導型保育事業助成要領等に基づき、事業者自ら助成申請を行い、審査を経て採択されている以上、現在の設置者において継続的に運営されることを基本としております。そのため、やむを得ない場合に限り、譲渡を検討していただくこととなりますので、各事業者におかれましては、その点十分にご留意の上、手続きをお願いします。

なお、事業譲渡等に係る協会への納付金について、令和 2 年度までの経過措置は終了しております。

手続きの詳細については、「企業主導型保育事業（整備費・運営費）に係る財産処分等承認基準細則」（以下「承認基準細則」という。）をご確認ください。

### 1. 対象

令和 4 年度上半期に事業譲渡等を予定している企業主導型保育事業設置事業者

### 2. エントリー受付期間

令和 3 年 12 月 20 日（月）～令和 4 年 1 月 20 日（木）17 時迄

（令和 4 年度下半期にも予定しております。）

※令和 3 年度の事業譲渡等のエントリー受付は、終了しております。

### 3. 申請手続き

#### （1）審査の流れ

##### ①事前審査エントリー

（令和 3 年 12 月 20 日（月）～令和 4 年 1 月 20 日（木）17 時迄）

エントリー後、ご提出頂く指定日を定め、譲渡に係る提出書類（一次審査及び二次審査に必要な提出書類）をご提出頂きます。（エントリー後、10 日程度）

予め提出書類をご準備したうえでエントリーください。提出書類が期限までに揃わない場合は不承認といたします。

↓

## ②事前審査（一次審査）

### <譲渡元事業者>

- ・申請を受けた協会は、先ず譲渡元事業者に対し、譲渡等理由に合理性があるか、審査要件を満たしているかの事前審査を行います。審査の結果、譲渡等理由に合理性が見られない場合や審査要件を満たしていない場合は不承認となります。

### <譲渡先事業者>

- ・譲渡先事業者に対し、譲渡等理由に合理性があるか、審査要件を満たしているかの事前審査を行います。審査の結果、譲渡等理由に合理性が見られない場合や審査要件を満たしていない場合は不承認といたします。

### <譲渡等理由に合理性があるとは認められない場合の一例>

例1)・譲渡等をしなければならない理由が不明確な場合

例2)・譲渡先における事業の継続に向けた計画が不明確な場合

例3)・現在の設置者において事業の継続が可能であると認められるにも関わらず、税務上の理由等により新規法人を立ち上げ、当該法人に譲渡を行う場合（譲渡元事業者と譲渡先事業者が子会社又はグループ会社の関係である場合等を含む）

例4)・譲渡等に関して、運営委託事業者や保護者等関係者の合意が得られているとは言えない場合

例5)・譲渡元事業者又は譲渡先事業者において、既存の企業主導型保育施設を譲渡等をする一方で、他の事業者から施設の譲渡等を受ける場合

その他、協会が譲渡等理由に合理性があるとは認められないと判断したものについては不承認といたします。

↓

## ③二次審査

- ・事前審査（一次審査）で承認となった場合、協会において、審査委員会に向けた個別審査（譲渡元・譲渡先事業者の二次審査）を行います。審査の結果要件を満たしていない場合はその時点で不承認といたします。

※ 企業主導型保育施設を運営している事業者においては、これまでの協会による指導・監査（特別立入調査を含む）での文書指摘に対する改善状況についても考慮します。

↓

#### ④審査委員会の審査

協会の事前審査（一次審査）・二次審査で要件を満たしている場合、協会に設置する審査委員会にて令和3年度新規申請者に対する審査に準じた審査を行います。審査委員会において、譲渡等の目的及び保育の質や継続性等の観点から譲渡元事業者及び譲渡先事業者に対して審査し、不承認の場合は不承認通知をお送りします。

なお、以下の場合には二次審査以降の審査を免除します。

- ・譲渡元事業者が譲渡先事業者の発行済株式の100%を保有している場合
- ・譲渡先事業者が譲渡元事業者の発行済株式の100%を保有している場合

↓

#### ⑤内閣府の審査

審査委員会において承認となった場合、内閣府の審査を行い、承認の場合は承認通知、不承認の場合は不承認通知をお送りします。（申請件数にもよりますが、事前審査エントリーから内閣府の審査完了までおおむね6か月を予定）

※整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更にあつては、内閣府による確認は行われません。

※承認通知の日付をもって、事業譲渡等が可能となります。こちらを踏まえたうえで時期をご検討ください。

※事業譲渡等の承認を受けた後、譲渡先事業者においては、運営費の助成を受けるための審査が別途必要です。その際に必要書類については以下をご確認ください。

（企業主導型保育事業ポータルサイト→施設運営を検討中の法人様→新規募集申請書類→資料3-3別紙「提出書類」（運営費等））

## （2）申請方法

### ①事前審査エントリー

まずは、「事業譲渡等事前審査（一次審査）エントリーシート」（企業主導型保育事業ポータルサイト 既に施設運営中の法人様→様式ダウンロード→4. 財務・経理 財産処分→「事業譲渡等事前審査（一次審査）エントリーシート」）を譲渡元の事業者様からエントリー受付専用アドレス「[jouto-entry@kodomo-shiro.jp](mailto:jouto-entry@kodomo-shiro.jp)」宛に令和3年12月20日（月）から令和4年1月20日（木）17時締切（必着）の間に申請ください。

※締め切り時間を過ぎますとこのアドレスは閉鎖いたします。これ以降の申請は令和4年度以降対象の次回の受付となります。

## ②事前審査（一次審査）

提出書類は、Direct Cloud BOX（ダイレクトクラウドボックス）を使用いたします。

令和4年1月20日（木）迄に期限内にエントリーのあった譲渡元・譲渡先の各事業者へ「事業譲渡等エントリーシート」にご記入いただいたアドレスに、Direct Cloud BOXの提出用URLとパスワード、提出期限等のご案内メールが届きます。

各事業者は提出用URLから書類の提出を、案内メールが届いてから10日以内（必着）にて行ってください。

なお、提出用URLは期限が過ぎますと使用不可となり、その時点で不足書類がある場合は不承認となりますので、必ず期限を守って提出いただきますようご注意ください。

※詳しい使用方法は、提出用URLと同時にお伝えします。

## ③二次審査

事前審査（一次審査）をクリアした事業者につきましては、協会よりご連絡いたします。

## ④審査委員会

二次審査をクリアした事業者につきましては、審査委員会の審査を行います。協会より提出資料を追加で求める場合がございます。

## ⑤内閣府審査

審査委員会審査をクリアした事業者につきましては、内閣府の審査を行います。協会より提出資料を追加で求める場合がございます。

※整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更にあつては、内閣府による確認は行われません。

## （3）納付金

### ①納付金（助成金の返還）を求めない場合

- ・企業主導型保育事業を10年以上継続する場合の無償譲渡

### ②納付金（助成金の返還）を求める場合

- ・有償譲渡の場合
- ・10年経過前であつて企業主導型保育事業を継続しない場合の無償譲渡

### ③納付金額

- ・例えば、上記②の有償譲渡の場合は、整備費の助成を受けて整備した施設の残存年数に基づく価格を上限として、譲渡額に4分の3を乗じて得た額について納付することとなります。

具体的な納付額については、下記【納付金の例】をご参照ください。

#### (4) 審査に当たっての留意事項

##### 【譲渡元事業者】

###### ① 積立資産の取扱い

- ・積立資産は、譲渡元事業者において、同事業者の施設に対する運営方針の下、積立てが行われた資産であるため、当該資産の譲渡先事業者への譲渡は認められません。譲渡元事業者において積立資産がある場合には、返還を求めます。

##### 【譲渡先事業者】

###### ① 運営委託

- ・譲渡先事業者が保育事業者型事業を行う場合、施設における保育の実施について運営委託を行うことはできません。

###### ② 譲渡日

- ・譲渡日は原則、譲渡が承認された日以降の日付とします。

###### ③ 譲渡先事業者における事業継続

- ・承認基準細則第4の1(4)に基づき、助成金の返還の条件を付さずに譲渡を承認し、譲渡先事業者が企業主導型保育事業を10年以上継続することが困難になった場合は、助成金の返還(残存年数納付金額を納付)を求めます。また、譲渡先事業者からの更なる譲渡は、原則認めません。

###### ④ 利用定員

- ・譲渡については、譲渡元事業者と同様の事業の種類別及び同一の施設定員とします。ただし、施設における有効面積の範囲内での定員変更(利用児童の年齢構成の変更を含む)は、この限りではありません。

#### (5) 確認書類

以下、承認基準細則等を熟慮し、申請くださいますようお願いいたします。

##### <確認書類>

- ・企業主導型保育事業における財産処分等の手続きについて
- ・企業主導型保育事業(整備費・運営費)に係る財産処分等承認基準細則
- ・(参考)企業主導型保育事業に係る財産処分承認基準
- ・企業主導型保育助成事業 事業譲渡等審査基準

※以上、企業主導型保育事業ポータルサイト 既に施設運営中の法人様→通知等→

5. 財務・経理 財産処分をご確認ください。

- ・資料 3-1 令和3年度企業主導型保育助成事業助成審査基準
- ・資料 4 審査基準の概要資料
- ・資料 7 建築関連資料集

※以上、企業主導型保育事業ポータルサイト 施設運営を検討中の法人様→新規募集申請書類をご確認ください。

## (6) 提出書類

提出書類については、別紙「財産処分の承認申請（事業譲渡等）に係る提出書類」をご参照ください。

なお、以下の書式は協会指定のものになります。企業主導型保育事業ポータルサイトから様式をダウンロードして内容をご確認頂き、指定様式で資料をご提出願います。

### <協会指定書式>

- ・事業譲渡等事前審査（一次審査）エントリーシート
- ・財産処分承認申請書（承認基準細則 別添様式1）
- ・企業主導型保育事業 譲渡先施設の運営（予定）

※以上、企業主導型保育事業ポータルサイト 既に施設運営中の法人様→様式ダウンロード→4. 財務・経理 財産処分をご確認頂き、指定様式で資料をご提出願います。

- ・保育の質に関する調書
- ・保育所保育指針における「全体的な計画（案）」
- ・ガバナンス・コンプライアンスに関する調書
- ・利用意向調査票
- ・保育施設の今後3年間の収支予算書
- ・事業実施者全体の資金計画書
- ・施設長（園長）（候補者）の履歴書
- ・暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書

※以上、企業主導型保育事業ポータルサイト 施設運営を検討中の法人様→新規募集申請書類をご確認頂き、指定様式で資料をご提出願います。

【納付金の例】

<有償譲渡の場合>

【有償譲渡 例1】

- ・助成金額 15,000 万円（自己負担額 5,000 万円）
- ・譲渡資産 建物：鉄筋コンクリート造（処分制限期間：47年）
- ・経過年数 3年

を 20,000 万円で有償譲渡（企業主導型保育事業を 10 年以上継続する場合）の返還額

財産処分納付金額

譲渡額 国庫補助額の割合

$$20,000 \text{ 万円} \times 3/4 = 15,000 \text{ 万円} \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

上限額：残存年数納付金額

助成額 残存年数 処分制限期間

$$\cdot \text{残存年数納付金額} : 15,000 \text{ 万円} \times 44 \text{ 年} / 47 \text{ 年} = 14,042 \text{ 万 } 5531 \text{ 円} \dots\dots \textcircled{2}$$

① ②より、残存年数納付金額が上限となるため、譲渡元より 14,042 万 5531 円返還

【有償譲渡 例2】

- ・助成金額 15,000 万円（自己負担額 5,000 万円）
- ・譲渡資産 建物：鉄筋コンクリート造（処分制限期間：47年）
- ・経過年数 3年

を 5,000 万円で有償譲渡（企業主導型保育事業を 10 年以上継続する場合）の返還額

財産処分納付金額

譲渡額 国庫補助額の割合

$$5,000 \text{ 万円} \times 3/4 = 3,750 \text{ 万円}$$

評価額※：不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）

（※定率法、定額法又は不動産鑑定額により算出した額。）

$$\text{例：評価額（不動産鑑定額）} 14,500 \text{ 万円} \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

※譲渡額が評価額に比べて著しく低価な場合は、評価額とする。

上限額：残存年数納付金額

助成額 残存年数 処分制限期間

$$\cdot \text{残存年数納付金額} : 15,000 \text{ 万円} \times 44 \text{ 年} / 47 \text{ 年} = 14,042 \text{ 万 } 5531 \text{ 円} \dots\dots \textcircled{2}$$

① ②より、譲渡元より 14,042 万 5531 円返還

※譲渡後、企業主導型保育事業を 10 年以上継続することが出来なくなった場合には、譲渡先事業者より、企業主導型保育事業を 10 年以上継続することが出来なくなった時点で計算した残存年数納付金額から譲渡の際、譲渡元が国庫に返納した財産処分納付金を除いた差額を返還頂くこととなる。

<無償譲渡の場合>

【無償譲渡 例1】

- ・ 助成金額 15,000 万円（自己負担額 5,000 万円）
- ・ 譲渡資産 建物：鉄筋コンクリート造（処分制限期間：47年）
- ・ 経過年数 3年

を無償譲渡（企業主導型保育事業を10年以上継続しない場合）の返還額

返還額＝残存年数納付金額

$$\begin{array}{r} \text{助成額} \quad \text{残存年数} \quad \text{処分制限期間} \\ \cdot \text{残存年数納付金額} : 15,000 \text{ 万円} \times 44 \text{ 年} \ / \ 47 \text{ 年} = 14,042 \text{ 万 } 5531 \text{ 円} \end{array}$$

譲渡元より 14,042 万 5531 円返還